

令和5年度第1回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年4月4日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第1号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第2号 農地の転用の許可の申請について

議案第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第5号 非農地通知交付申請について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

議案第8号 農用地利用計画変更について

議案第9号 岡崎市農業委員会に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について

(2) 報告

報告第1号 現況証明願について

報告第2号 農地の転用のための届出の受理について

報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第4号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次

10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

7 番 酒井 誠一

(農地利用最適化推進委員)

28 番 高木 政昭、35 番 阿部田 光春

5 出席事務局職員等

(1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事

(2) 農務課 副課長、主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、7 番の酒井 誠一委員、28 番の高木 政昭委員、35 番の阿部田 光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 9 番の近藤 健次委員と 10 番の成田 恭淑委員にお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第 1 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 4 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 3 番においては山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いします。

近藤(靖)委員：申請番号 1 番、2 番 調査年月日は令和 5 年 3 月 30 日。譲受人が同じであるため、一括して報告します。本案件は、岡崎市漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として、肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取・利用したいというものです。申請地は遊休農地化しております。当事者において合意はできており、調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

早川 委員：申請番号 4 番 調査年月日は令和 5 年 3 月 28 日。本案件は、申請人が自宅隣

の申請地を譲り受けて、耕作していきたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に、申請番号3番の報告及び審議と
するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号3番について調査担当委員の意見をお願いします。

鈴木（泰）委員：申請番号3番 調査年月日は令和5年3月24日。本案件は、空き家対策として申請人が空き家と付随農地を譲り受け、農業を始めたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：新規就農されるということではないのですが、先回の総会において面積要件がすべて解除となり、取得する場合には農業の営農計画書の提出が必要と聞きました。申請3番の案件についても取得については営農計画書の提出が必要となるのでしょうか。空き家の制度のためいらないのでしょうか。

事務局：3月に申請いただいた案件により、今までどおり空き家の制度を利用しています。現地の立会い等をし、前回お話ししたような委員の皆様との面談は行っていません。

酒井（功）委員：4月1日以前ということで今回の案件については従来どおりというわけですが、今後については法改正ということで進められていくのでしょうか。

事務局：4月から制度が変わり、農地面積の下限が緩和されたことにより、今後は面談をし、

営農計画書を提出いただいたうえでヒアリングをしながら審査し許可していきます。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。それでは山内委員には入室していただきます。次に議案第2号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について3件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和5年3月22日。現在長男夫婦及び孫で生活しているが、農作業機械等が多く、手狭になってきたため、申請地に農家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰) 委員：申請番号2番 調査年月日は令和5年3月29日。申請地周囲の山林化が進み耕作し管理することができないことから、申請地に植林し山林として管理したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員：申請番号3番 調査年月日は令和5年3月28日。申請地を昭和63年頃より、自家用、農業用及び自営用の4台分の駐車場として利用してきたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものとしたします。次に、議案第3号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って8件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号5番においては山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いします。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和5年3月23日。本案件は現在空き家になっている住宅をリフォームして住むが、駐車場がないため申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号2番 調査年月日は令和5年3月27日。本案件は現在画像処理施設を活用した半導体関連部品の製造・検査等を行っているが、機械の増設や、取扱部品の大型化、原材料、中間在庫の増加に伴う置場不足で作業場が手狭になり、業務に支障が生じているため、申請地に第2工場及び駐車場を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(要) 委員：申請番号3番 調査年月日は令和5年3月26日。本案件は現在賃貸住宅に暮らしているが、家族が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員：申請番号4番 調査年月日は令和5年3月28日。本案件は現在、自動制御装置の設計、製作、販売等を行っているが、昨年既存施設内に工場を増設したことにより従業員用の駐車場が不足し、業務に支障が生じているため申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号6番 調査年月日は令和5年3月30日。本案件は岡崎市東部に

て老人ホーム等の事業展開をしているが、運営中のグループホームと連携可能な近隣地において従来受け入れてなかった要介護者の受入れを可能とする特別養護老人ホームを申請地に建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号7番 調査年月日は令和5年3月30日。本案件は現在リフォーム事業を営んでいるが、業務拡大のため申請地に店舗および倉庫を建築したいというものです。

調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号8番 調査年月日は令和5年3月27日。本案件は親の実家で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に、申請番号5番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号5番について調査担当委員の意見ををお願いします。

川澄 委員：申請番号5番 調査年月日は令和5年3月29日。本案件は令和4年11月まで岡崎公園にてベビーカステラの販売を行っていたが、公園内の改装により移転の必要が生じ、農地法の許可を受けずに申請地に店舗のトレーラーハウスを設置したため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。それでは山内委員には入室していただきます。次に議案第4号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

加藤(健) 委員：申請番号1番 調査年月日は令和5年3月30日。申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。対象者の方は経営主で年間200日程度農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第5号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

ます。

鈴木（泰）委員：申請番号1番 調査年月日は令和5年3月29日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

舩 委員：申請番号2番 調査年月日は令和5年3月30日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し通知するものとします。次に議案第6号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：賛成多数と認め、決定するものとします。次に議案第7号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:賛成多数と認め、決定するものとします。次に議案第8号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用計画変更について、議案書に沿って3件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

片岡 委員:申請番号1番 調査年月日は令和5年3月30日。本案件は、現状ホテル学校駐車場が不足しており路上駐車が行われている状況となっているため駐車場規模拡大に伴い、農振除外をしたいものになります。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員:申請番号2番 調査年月日は令和5年3月26日。本案件は、昭和63年に創業し事業所所在地に家族4人で住みながら生花販売を行っているが駐車場が不足しており社用車や来客車両を路上駐車している状況となっているため申請地の駐車場規模拡大に伴い、農振除外をしたいものになります。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員:申請番号3番 調査年月日は令和5年3月28日。本案件は、夫と長女の3人で暮らしているが、住んでいるアパートでは手狭になり、分家住宅を建築するため農振除外をしたいものになります。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長:ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、農用地利用計画を変更するものとします。次に議案第9号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(岡崎市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、原案のとおり決定するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

現況証明願について	2件
農地の転用のための届出の受理について	9件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	23件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	1件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

会長：ご質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時46分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（9番）

岡崎市農業委員会委員（10番）